

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 13 日 (月)

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室

室 長 斉藤 恵

指 導 係 嶋田 鈴菜

(電 話) 0 1 8 (8 6 2) 6 6 8 4

「改正労働施策総合推進法等オンライン説明会」を開催します！

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和 8 年 10 月 1 日からカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対策を講じることが新たに事業主に義務付けられます。

また、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保の取組の強化に向けて「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等（改正同一労働同一賃金ガイドライン等）」が令和 8 年 10 月 1 日より適用されます。

このため、秋田労働局（局長 千葉 裕子）では、広く県内の事業主の方々に改正法等について理解していただくために、下記のとおりオンライン説明会を開催します。

記

1. 説明会開催日時

- ・第 1 回：令和 8 年 8 月 20 日（木） 13 時 30 分～15 時 00 分
- ・第 2 回：令和 8 年 8 月 27 日（木） 13 時 30 分～15 時 00 分
- ・第 3 回：令和 8 年 9 月 2 日（水） 13 時 30 分～15 時 00 分
- ・第 4 回：令和 8 年 9 月 10 日（木） 13 時 30 分～15 時 00 分

※Web 会議システム「Zoom」により開催いたします。

※各回定員（90 社）に達した時点で募集締切とさせていただきます。

2. 説明内容

- ①改正労働施策総合推進法等について（カスハラ対策／求職者等セクハラ対策）
- ②改正同一労働同一賃金ガイドラインについて
- ③改正女性活躍推進法について

<参考資料>

- ①改正労働施策総合推進法等オンライン説明会 ～カスハラ対策への取組に向けて～
- ②令和 8 年 10 月 1 日からハラスメント対策が強化されます！
- ③パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります